

私学共済からのお知らせ

Vol.1 令和6年1月25日

被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。私学事業団では、被災された皆様への支援策を全力で進めてまいります。今後も適切な情報を速やかにお知らせしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

住居や家財に損害を受けたとき—災害見舞金・災害見舞金付加金—

災害見舞金・災害見舞金付加金は、加入者（任意継続加入者を含む）やその被扶養者が、水震火災などの非常災害にみまわれ、**住居又は家財に損害を受けたときに、その損害の程度に応じて**お見舞金として支給するものです。

【損害の程度と災害見舞金・災害見舞金付加金の額】

損害の程度	災害見舞金	災害見舞金付加金
① 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ② 住居及び家財に①と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 3月分	+ 支給される災害見舞金の額 <small>の</small> 100分の60に相当する金額
③ 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ④ 住居及び家財に③と同程度の損害を受けたとき ⑤ 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ⑥ 住居又は家財に⑤と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 2月分	
⑦ 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑧ 住居及び家財に⑦と同程度の損害を受けたとき ⑨ 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑩ 住居又は家財に⑨と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 1月分	
⑪ 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき ⑫ 住居又は家財に⑪と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 <small>の</small> 0.5月分	

※住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたときは、災害見舞金付加金（標準報酬月額の0.5月分）のみ支給します。

【床上浸水により損害を受け、上表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき】

浸水の程度	給付額	災害見舞金付加金
床上 120cm 以上の場合	標準報酬月額 <small>の</small> 1月分	+ 支給される災害見舞金の額 <small>の</small> 100分の60に相当する金額
床上 30cm 以上の場合	標準報酬月額 <small>の</small> 0.5月分	

※床上浸水による浸水の程度が床上 30 cm未満の場合は、災害見舞金付加金（標準報酬月額の0.5月分）のみ支給します。

注：住居とは、加入者が、日常生活を送っている建物のことです（所有権の有無は関係ありません）。

注：家財とは、住居以外の生活上必要な一切の財産のことです（加入者及び被扶養者の所有物、家族で共用している物に限ります）。

注：加入者と被扶養者が別居しているときは、被扶養者の住居又は家財も加入者の住居又は家財の一部として取り扱います。

注：災害見舞金・災害見舞金付加金は、損害を補てんすることを目的とした給付ではないため、修理等により使用可能であるものは損害とみなされません。

【災害見舞金・災害見舞金付加金の請求に必要な主な書類】（この他にも書類が必要となる場合があります）

- ① 災害見舞金・災害見舞金付加金請求書、災害状況明細書（※請求書等には、学校法人等の証明が必要です）
- ② 市区町村長又は消防署長の「り災証明書」
- ③ 災害見舞金・災害見舞金付加金は、原則として、学校法人等を経て送金します。

●請求にあたって（ご注意ください）

災害見舞金・災害見舞金付加金は、上表の損害の程度に応じて、それぞれ給付額を算定しますので、上表の損害の程度に該当しない場合（床下浸水のみの場合等）は、給付が行われません。

給付の内容や請求方法などでご不明な点がある場合は、共済事業本部（短期給付課）又はガーデンパレス共済業務課までお問い合わせください。

加入者証や現金がなくても医療機関で受診できます

● 被災により加入者証や加入者被扶養者証を紛失しても、病院や診療所で受診できます。

医療機関の窓口で、①氏名 ②生年月日 ③加入者の勤務先学校名 ④私学共済の加入者又は被扶養者であることを申し出てください。

また、加入者証等の再交付は、電話でも受け付けます（電話による受付は令和6年3月31日まで）。

● 次の(1)・(2)の両方に該当する方は、医療機関の窓口で対象者である旨をご申告いただくことにより、加入者や被扶養者が、医療機関で受診した場合に窓口で支払う一部負担金について、支払いが不要となります（被災した日から令和6年4月30日までの受診分が対象です）。

(1) 災害救助法の適用市町村に住所を有する加入者・被扶養者

(2) 次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 今回の災害によって、住家が全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 今回の災害によって、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ③ " 行方不明となった

被災された皆様への低利な貸付制度－災害貸付・特例住宅貸付－

貸付けを受けたいとき

被災された加入者が、当座の資金を必要とする場合や、新たに住宅購入・新築・修理等の際に資金を必要とする場合には、**災害貸付**と**特例住宅貸付**があります。

また、**定期償還期限を延長**できる特例措置があります。

注：任意継続加入者は、貸付を利用することができません。

注：災害貸付と特例住宅貸付を受けるためには、「り災証明書」が必要です。

○災害貸付の貸付け条件等

※ 加入者期間が引き続き1年以上があることが必要です

貸付限度額	標準報酬月額6月分（その額が200万円を超えるときは、200万円）
貸付利率	年 0.75%（被災した日が令和6年1月中である場合）
申込期限	被災した日から起算して1年以内

○特例住宅貸付の貸付け条件等

※ 年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上があることが必要です

貸付限度額	貸付申込時において、加入者がその所属する学校法人等を退職したとしたならば支給されることとなる退職手当額に600万円を加えた額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）です。
貸付利率	年 0.75%（被災した日が令和6年1月中である場合）
団体信用生命保険	ご希望に応じて加入できます（保険約款に従います）。
申込期限	被災した日から起算して3年以内

既に貸付けを受けているとき

既に貸付けを受けている加入者が被災された場合、ご希望に応じて**2年間を限度に償還期限を延長**することができます。

対象となる貸付け種類	一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、災害貸付、医療・介護貸付
償還延長の申出手続き	被災した日から起算して5月以内に「定期償還期限延長承認願」及び「り災証明書」を提出してください。
償還延長期間中の利息	延長期間中の利息については、延長期間終了後の償還開始時から一括又は分割払いにてお支払いいただきます。 利率 年 0.75%（被災した日が令和6年1月中である場合）

この他にも令和6年能登半島地震により被災された皆様への私学共済制度の取扱いを、私学共済ホームページ（<https://www.pmac.shigaku.go.jp>）に掲載しています。トップページの「災害への対応（共済業務）」からお入りいただくか、「私学共済 災害への対応」で検索してください。

記載事項の詳細等に係るお問い合わせ先

◇日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

TEL 03-3813-5321（代表）

◇名古屋ガーデンパレス共済業務課

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-11-13

TEL 052-957-1388